

消 防 予 第 389 号
平成 28 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器の設置状況等調査について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の全国における設置率等は、平成 28 年 6 月 1 日時点の調査で、設置率 81.2%、条例適合率 66.5%となりました。

住警器の未設置世帯等に対して、火災予防条例に適合するように設置していただくよう、より効果的な普及啓発を行うとともに、既に住警器を設置していただいている世帯に対しては、定期的な作動確認や本体の交換を推進するなど、適切な維持管理に関する広報を実施する必要があります。

つきましては、住警器の設置状況等の実態を把握するため、下記のとおり調査を実施しますのでご協力をお願いします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

1 調査内容

消防本部の管轄区域内の住宅（共同住宅・長屋含む）における住警器の設置状況等

2 調査方法

【別添 1】で示した方法

新築住宅に対する住警器の設置義務化から 10 年が経過した一方、現在設置されている住警器の多くは寿命が 10 年の電池を使用しているため、今後住警器の電池切れ等が増えるものと想定されます。

改正された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」や「平成 28 年秋季全国火災予防運動の実施要綱」でお示したように、今後は住警器の維持管理の周知がより重要となるため、作動確認等の調査項目を本年より必須項目としています。

※ 昨年の調査方法では「調査時に作動確認を実施した場合は、「実施」としてご回答頂きましたが、本年からはより実態に即した回答を得るため、「実施」を細分化し「(1) 最近半年間に実施」と「(2) 調査時に実施 (左を除く)」を区別してご回

答下さい。

なお、各消防本部における調査の進め方に係る事情等により、上記（１）（２）の区別ができない場合には、すべて「（２）調査時に実施（左を除く）」へ回答して下さい。

3 調査結果の報告

(1) 都道府県

平成 29 年 6 月 16 日（金）までに、【別添 2】に各消防本部の調査結果をとりまとめ、消防庁予防課 (yobouka-y@ml.soumu.go.jp) あてに電子メールにて報告をお願いします。

なお、【別添 2】に記載している各消防本部名等は、今年度報告された調査結果に基づき作成していますので、本部名称等に変更があった際には適宜修正し報告願います。

(2) 消防本部

各管轄地域の調査結果を【別添 3】回答シートに取りまとめ、都道府県あてに回答願います。

4 その他

(1) 調査の結果（作動確認に係る部分を除く。）は、平成 29 年 6 月 1 日を統一時点として公表する予定です。

(2) 訪問調査の際、一部設置世帯及び未設置世帯に対しては、奏功事例等を示す等をして、住警器の設置促進に努めていただきますようお願いします。

(3) 訪問調査の際、既に住警器を設置している世帯については、【別添 4】を適宜活用し、作動確認の必要性やその方法等の維持管理について周知に努めていただきますようお願いします。

また、【別添 4】のイラスト等については、各種広報の際に、ご自由にご活用ください。

〈連絡先〉

消防庁予防課 齋藤 竹葉

電話：03-5253-7523

E-mail：t.takeba@soumu.go.jp

住宅用火災警報器設置状況調査方法

第 1 趣旨

各世帯における住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置状況を一定の住宅区分ごとに把握し、今後の普及啓発広報及び既に住警器を設置している世帯への適切な維持管理広報に関する施策に活用することを趣旨とする。

第 2 調査方法

1. 調査実施主体

消防署又は消防本部とする。

2. 調査方法

原則として、調査を実施する世帯（以下「調査世帯」という。）に対して調査員が訪問を行い、条例等に基づいた住警器の設置の有無及び調査世帯の住宅区分等について調査する。

消防署又は消防本部職員は、地域関係者（婦人（女性）防火クラブ、消防団、自主防災組織、町内会、自治会等）と積極的に連携して調査を行うよう努めることとする。

3. 調査世帯

①調査対象世帯数

調査対象世帯数については、各消防本部が管轄する地域の世帯数に応じて下記の表による世帯数以上の調査を実施すること。

※下表に、各消防本部の行う調査に必要な最低限度の標本数を示す。

調査対象世帯数早見表	
管轄世帯数(1月1日現在)	調査対象世帯数
20,000 世帯以上	96 世帯以上 ※東京消防庁にあつては 384 世帯以上
10,000 世帯～19,999 世帯	43 世帯以上
9,999 世帯以下	24 世帯以上

②調査世帯の決定方法

- ・原則として、無作為抽出により調査世帯を決定すること。（無作為抽出（例）参照）
- ・無作為抽出の結果、共同住宅又は長屋が抽出された場合は、無作為に1世帯を抽出し、調査世帯とすること。
- ・調査対象世帯を数カ所の地域に絞り込み調査を行う場合（層別抽出（例）参照）についても、調査地域が偏ることの無いように配慮すること。

○無作為抽出（例）

- ・調査対象地域の全世帯リスト（住民基本台帳や住宅地図など）を準備する。
- ・リストの全世帯に1からN（全世帯数）までの番号を付ける。
- ・次式により抽出間隔を決定する（小数点以下は四捨五入）。
- ・ $d = N \div n'$ （ d ：抽出間隔、 N ：調査対象地域の全世帯数、 n' ：調査世帯数）
- ・最初の抽出番号Sをサイコロ等により無作為に決定する。その後、 $S+d$ 、 $S+2d$ 、…に該当する番号を抽出する。

※全世帯数に番号を付したのち、乱数表（別紙参照）による抽出を行ってもよい。

○層別抽出（例）

- ・郵便番号の一覧等から、乱数表（別紙参照）を使用し調査対象地域を数力所選定する。
- ・選定した調査対象地域の中から、丁目の一覧等を利用し調査世帯を選定する。

	町名	乱数
1	a町1丁目	
2	a町2丁目	○
3	a町3丁目	
4	a町4丁目	○
5	a町5丁目	
6	a町6丁目	○

※乱数表を使用して、調査対象地域を選定し、選定された各地域において5～10世帯の調査を行う。
丁目選定後の調査世帯の決定については、上記無作為抽出の例によること。

4. 質問項目及び調査票

「住警器の設置状況」、「調査世帯の住宅区分」、「作動確認の実施状況」、「作動確認の結果」を必須項目とする。

調査票については、調査票（例）を参照すること。

5. 集計について

設置世帯数の集計については下記に留意すること。

- ・住警器の設置世帯数については、各市町村条例等に基づき設置が義務付けられている住宅の部分のうち一箇所でも設置している世帯（「設置世帯」を除く。）を「一部設置世帯」として集計し、全てに「設置している」と回答した世帯を「設置世帯」として集計すること。
- ・自動火災報知設備等が設置されていることで、住警器の設置が条例で免除されている世帯は、「設置世帯」として取り扱うこと。
- ・不在等により設置・未設置が確認出来ない世帯については、「調査世帯」に計上しないこと。
- ・住宅区分に関して一部店舗併用住宅については、一般住宅として取り扱うこと。

また、長屋については、共同住宅等として取り扱うこと。

- ・消防本部の条例適合率及び設置率は次式により算出する。

$$\text{（消防本部の設置率）\%} = \left(\text{（住警器設置世帯数）} + \text{（住警器一部設置世帯数）} \right)$$

$$\div \text{（調査世帯数）} \times 100$$

$$\text{（消防本部の条例適合率）\%} = \text{（住警器設置世帯数）} \div \text{（調査世帯数）} \times 100$$

6. その他

- ・訪問調査の際、一部設置世帯及び未設置世帯に対しては、奏功事例等を示す等をして、住警器の設置促進に努めること。
- ・訪問調査の際、既に住警器を設置している世帯については、【別添4】を適宜活用し、作動確認の必要性やその方法等の維持管理について周知に努めること。

調査票（例）

○設置状況について

問 条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。

[条例に基づき住宅用火災警報器の設置を義務付けられている住宅の部分]

- ・ 就寝の用に供する居室（寝室・子ども部屋）
- ・ 階段（寝室が2階以上の階にある場合）
- ・ ●●（適宜、「台所」等条例に基づき設置が義務となる場所を追加してください。）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 設置している（全部設置）2. 一部設置している（一部設置）3. 設置していない（未設置） |
|---|

○調査世帯の住宅区分

問 お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 一戸建て2. 共同住宅等（賃貸）3. 共同住宅等（持ち家） |
|--|

○作動確認の実施状況について

問 最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 実施（最近半年間に実施）2. 実施（調査時に実施）3. 未実施4. 不明 |
|--|

※ 昨年と回答方法を変更しているため、ご留意下さい。

○作動確認の結果

問 作動確認の結果はどうでしたか。（設置されている住警器に1つでも不良があれば2を選択）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 異常なし2. 電池切れ・故障3. 不明 |
|--|

323	19	山梨	峡北広域行政事務組合消防本部
324	19	山梨	東山梨行政事務組合東山梨消防本部
325	19	山梨	笛吹市消防本部
326	19	山梨	峡南広域行政組合消防本部
327	19	山梨	上野原市消防本部
328	19	山梨	南アパス市消防本部
329	20	長野	上田地域広域連合消防本部
330	20	長野	松本広域消防局
331	20	長野	飯田広域消防本部
332	20	長野	諏訪広域消防本部
333	20	長野	長野市消防局
334	20	長野	上伊那広域消防本部
335	20	長野	須坂市消防本部
336	20	長野	佐久広域連合消防本部
337	20	長野	北アパス広域消防本部
338	20	長野	千曲広域消防本部
339	20	長野	岳南広域消防本部
340	20	長野	岳北消防本部
341	20	長野	木曾広域消防本部
342	21	岐阜	大垣消防組合消防本部
343	21	岐阜	岐阜市消防本部
344	21	岐阜	高山市消防本部
345	21	岐阜	中津川市消防本部
346	21	岐阜	多治見市消防本部
347	21	岐阜	可茂消防事務組合消防本部
348	21	岐阜	瑞浪市消防本部
349	21	岐阜	恵那市消防本部
350	21	岐阜	中濃消防組合消防本部
351	21	岐阜	羽島市消防本部
352	21	岐阜	各務原市消防本部
353	21	岐阜	土岐市消防本部
354	21	岐阜	不破消防組合消防本部
355	21	岐阜	羽島郡広域連合消防本部
356	21	岐阜	飛騨市消防本部
357	21	岐阜	下呂市消防本部
358	21	岐阜	本巣消防事務組合消防本部
359	21	岐阜	養老町消防本部
360	21	岐阜	揖斐郡消防組合消防本部
361	21	岐阜	海津市消防本部
362	21	岐阜	郡上市消防本部
363	21	岐阜	山県市消防本部
364	22	静岡	静岡市消防局
365	22	静岡	浜松市消防局
366	22	静岡	熱海市消防本部
367	22	静岡	富士宮市消防本部
368	22	静岡	富士市消防本部
369	22	静岡	磐田市消防本部
370	22	静岡	掛川市消防本部
371	22	静岡	湖西市消防本部
372	22	静岡	御前崎市消防本部
373	22	静岡	菊川市消防本部
374	22	静岡	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部
375	22	静岡	袋井市・森町広域行政組合袋井消防本部
376	22	静岡	駿東広域消防本部
377	22	静岡	志太広域事務組合志太消防本部
378	22	静岡	下田消防本部
379	22	静岡	富士山南東消防本部
380	23	愛知	名古屋消防局
381	23	愛知	豊橋市消防本部
382	23	愛知	一宮市消防本部
383	23	愛知	岡崎市消防本部
384	23	愛知	豊川市消防本部
385	23	愛知	春日井市消防本部
386	23	愛知	津島市消防本部
387	23	愛知	知多中部広域事務組合消防本部
388	23	愛知	西尾市消防本部
389	23	愛知	衣浦東部広域連合消防局
390	23	愛知	豊田市消防本部
391	23	愛知	瀬戸市消防本部
392	23	愛知	稲沢市消防本部
393	23	愛知	蒲郡市消防本部
394	23	愛知	小牧市消防本部
395	23	愛知	犬山市消防本部
396	23	愛知	常滑市消防本部
397	23	愛知	江南市消防本部
398	23	愛知	新城市消防本部
399	23	愛知	知多市消防本部
400	23	愛知	東海市消防本部
401	23	愛知	大府市消防本部
402	23	愛知	尾張旭市消防本部
403	23	愛知	岩倉市消防本部
404	23	愛知	豊明市消防本部

消防本部名	
担当者	
所属	
連絡先(電話)	
連絡先(e-mail)	

1. 設置状況(必須項目)

	①	②	③	④
管轄世帯数 (1月1日時点)	調査対象 世帯数	設置世帯数	一部設置世帯数	未設置世帯数

⑤設置世帯の内訳(住宅区分)			⑥一部設置世帯の内訳(住宅区分)			⑦未設置世帯の内訳(住宅区分)		
一戸建て	共同住宅等 (賃貸)	共同住宅等 (持ち家)	一戸建て	共同住宅等 (賃貸)	共同住宅等 (持ち家)	一戸建て	共同住宅等 (賃貸)	共同住宅等 (持ち家)

2. 維持管理状況(必須項目)

【設置世帯及び一部設置世帯に対する調査】

①作動確認実施世帯数			
(1)最近半年間 に実施	(2)調査時に実 施(左を除く)	(3)未実施	(4)不明

【作動確認実施世帯に対する調査】

②作動確認の結果		
異常なし	電池切れ・故障	不明

【備考】

「2. 維持管理状況」について(自動火災報知設備が設置されている世帯については調査不要です。)

①調査時にのみ作動確認が実施された場合は「(2)調査時に実施(左を除く)」に回答してください。

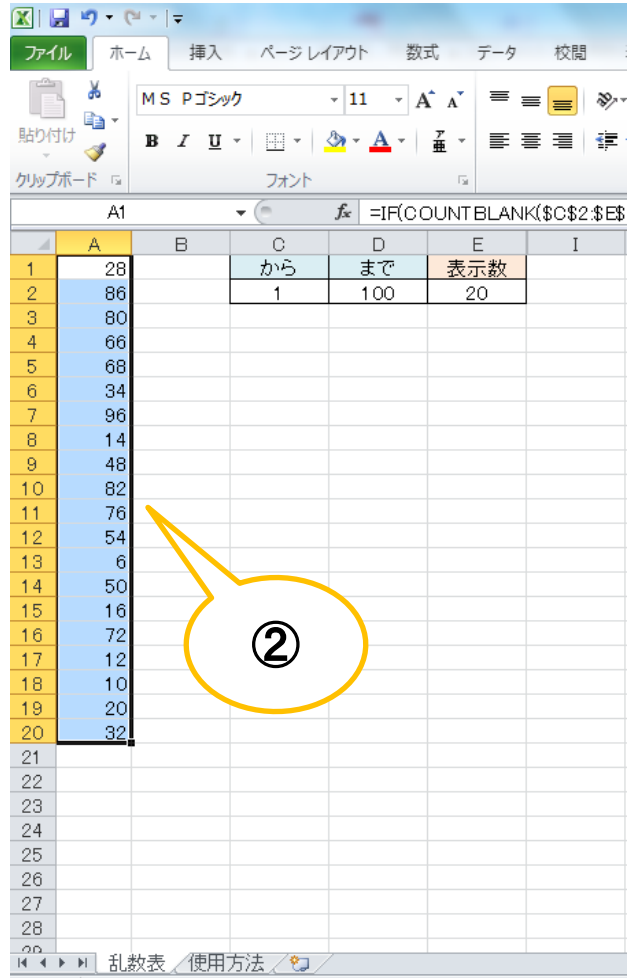
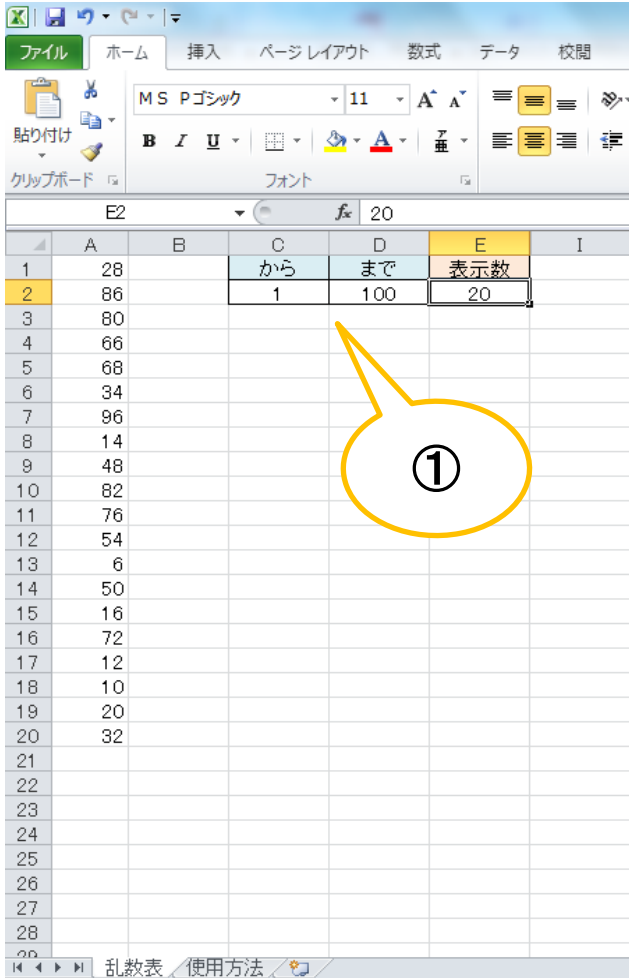
②作動確認を実施した際の結果について調査をお願いします。(作動確認が未実施又は不明の場合は回答不要です。)

3. 作動確認に関する調査項目の追加など設置状況等調査に関するご意見がございましたらご記入ください。

--

・番号を付けた100地域から20地域を抽出する場合

- ① C2セルに1を入力 D2セルに100を入力 E2セルに20を入力
- ② A1セルからA20に表示された番号の地域が抽出された地域



住宅用火災警報器の維持管理について

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。



作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2)
警報器の本体又は電池を交換しましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合



本体の故障か電池切れです。(※2)警報器本体又は電池を交換しましょう。

- ※1 警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
- ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

点検ボタン



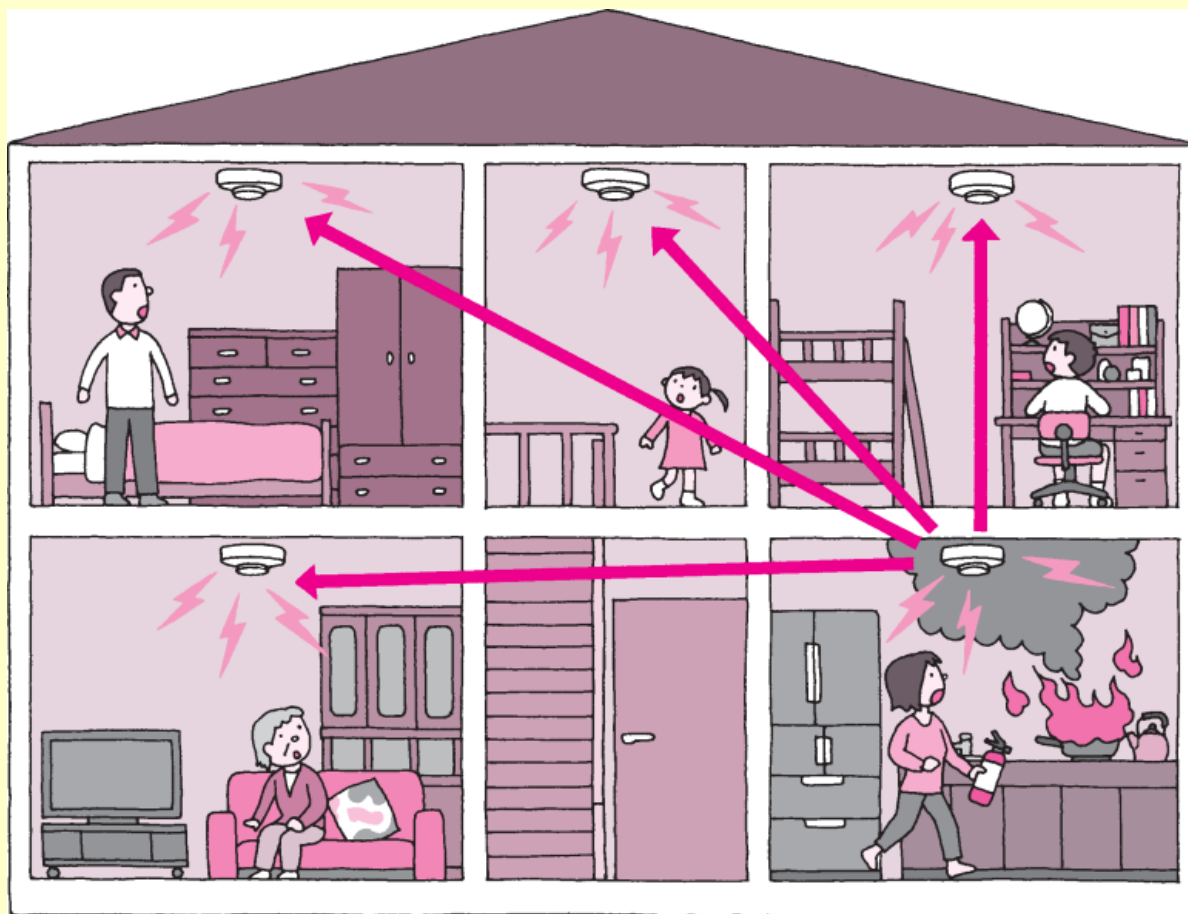
電池

点検ひも



作動確認により異常が確認された場合は、住宅用火災警報器本体を交換しましょう。
住宅用火災警報器には、一つの住宅用火災警報器が火災を感知すると、家の中に設置されたすべての住宅用火災警報器が連動して火災を知らせる「連動型」や光又は振動で火災を知らせる「補助音響装置」が付いたタイプもあります。

連動型の住宅用火災警報器



例：台所で発生した火災を、他の部屋の感知器が音声などで知らせる。